

令和 2 年 6 月 1 8 日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

### 第 4 4 号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令その他関係省令が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部の規定については同年 1 0 月 1 日から施行されること、及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令その他関係省令が令和 2 年 4 月 3 0 日に公布され、その一部の規定については公布の日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、現行（平成 3 1 年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している 1 8 歳以下の児童の父または母）に対する個人住民税の非課税措置を見直し、その対象をひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）とする。また、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）について、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は非課税の対象外とする。
2. 改正案においては、死別、離別、未婚のひとり親で扶養する子がいる場合は、女性、男性と分けず、「ひとり親控除」として 3 0 万円所得控除する。また、子以外の扶養親族がいる配偶者と死別、離別の女性及び扶養親族がいない配偶者と死別の女性については、「寡婦控除」として引き続き 2 6 万円所得控除する。なお、5 0 0 万円超の所得がある者については所得控除の対象外となる。

3. 地方税法の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、加算される割合を1%から0.5%に引下げを行う。なお、延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能などの観点から、現行の割合水準1%を維持する。
4. 低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置として、個人が保有する土地とその上物の取引額の合計が500万円以下であり、かつ都市計画区域内の低未利用土地等の要件を満たす取引について、売主の譲渡所得を100万円控除する。
5. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援するため、令和3年3月31日までに、300万円以上の先端設備等の取得と共に、事業用家屋や構築物の導入を行った場合に本特例を受けられることができる。
6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催する予定であった文化芸術またはスポーツに関するイベントなど、その他要件に該当するチケット代金について、寄附金控除の対象となる。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・性別や婚姻の有無にかかわらず、ひとり親であれば「ひとり親控除」の適用を受けられるよう条例改正されることは非常に喜ばしいと思い、賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第45号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国民健康保険税の減免に係る申請書等の提出期限の見直し及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免に係る所要の規定の整備のため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 国民健康保険税の減免対象者数は、現在の国民健康保険の加入世帯数が概ね7,500世帯であることから、その内の1割となる750世帯を見込んでいる。

2. 減免の対象は、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までに到来する国民健康保険税とする。
3. 市民への周知は、市公式ホームページへの掲載や7月中旬に納税通知書を送付する際に、減免に関する案内チラシを同封することとしている。
4. 本件の事務に係る職員体制については、受付等の件数が多く想定されることから、福岡県の緊急短期雇用創出事業により、会計年度任用職員を3名程度雇用する予定としている。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が激減した国民健康保険被保険者に係る減免措置の実施は良いことであり、市民の負担を減らすことから、賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第46号議案 古賀市分担金等の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令その他関係省令が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 地方税法等の一部を改正する法律等において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるなど、文言の見直しが行われたことに伴い改正するものであり、この条例改正による割合率等の変更はない。
2. 古賀市分担金等の延滞金徴収条例の他、古賀市後期高齢者医療に関する条例及び古賀市介護保険条例の一部を改正する条例も併せて改正する。
3. 施行期日は、令和3年1月1日からとする。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第 4 7 号議案 古賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療の被保険者のうち被用者に対して福岡県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給することに伴い、条例の一部を改正するもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 傷病手当金の申請書の受付事務に関して、福岡県後期高齢者医療広域連合規約において、医療給付に関する申請等の受付事務は、関係市町村の行う事務とされていることから、本市条例の受付事務に関して規定する第 2 条の「市において行う事務」に「広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加するもの。

##### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第 4 8 号議案 古賀市勤労者研修センター設置条例を廃止する条例の制定について

本案は、建物の老朽化及び利用の低迷等により、古賀市勤労者研修センターを廃止するため、条例を廃止するもの。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市勤労者研修センターの建物自体は、30 年を超え、傷みが激しくなっており、今後の利用等を考え、廃止の方向としている。
2. 古賀市勤労者研修センターは、条例廃止後も一定期間は建物を残すようにしており、海津木苑の建替えに伴う仮事務所として活用する。建物が存続する期間の会議室等については、工事等の状況を見ながら貸出しをする予定にしている。新しい海津木苑には、大きな会議室等を設け、活用していただく予定にしている。
3. 古賀市勤労者研修センター内にある古賀市観光協会とは、昨年度から同研修センターの廃止に向けた協議を重ねているが、古賀市観光協会の具体的な移転先の決定には至っていない。今後、観光の活性化に向けた協議も含めて、移転先について協議していく予定。

## 【意見】

(賛成意見)

- ・長年、市民に宿泊、その他会議の場所として愛されてきたが、老朽化も進み、老朽化対策も非常に難しいということであり、廃止についてはやむを得ない。しかし、今後、海津木苑の仮事務所や会議室としての利用は可能ということで、有効な活用が望まれる。しばらくの間は、安全かつ大事に使用していただきたいことから、賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第51号議案 訴えの提起について

本案は、国民健康保険法第64条第1項に基づき損害賠償請求権を代位取得し、交通事故の加害者に対して訴えを提起する必要があるもの。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 加害者が被害者の治療費を負担しない理由としては、加害者が事故に対して納得していないことなどが挙げられる。
2. 事故発生日から症状固定の日までの治療費のうち、自賠責保険に係る保険給付を除く加害者負担分について、督促したにもかかわらず加害者が支払いに応じないことから、今回「訴えの提起」を行うものである。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。